

実施方針の変更及び修正（新旧対照表）

令和5年4月7日

令和5年3月10日に公表した「新ごみ処理施設整備及び運営事業」の実施方針を次のとおり変更及び修正する。

No.	頁	項目	修正後	修正前
1	2	用語の定義 設計施工事業者	本組合と建設工事請負契約を締結する当事者で、代表企業を代表者とする3者又は4者からなる建設JVとする。	本組合と建設工事請負契約を締結する当事者で、代表企業を代表者とする3者からなる建設JVとする。
2	3	用語の定義 プラント設計施工企業	構成企業のうちプラントの設計施工を担当する企業をいい、代表企業とする。 <u>なお、プラントの設計施工をエネルギー回収型廃棄物処理施設を担当する企業とマテリアルリサイクル推進施設を担当する企業で分担する場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設を担当する企業を代表企業とする。</u>	構成企業のうちプラントの設計施工を担当する企業をいい、代表企業とする。
3	7	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (5) 事業の内容 7) 事業者の収入	ア 本件工事に係る対価 本組合は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を出来高に応じて設計施工事業者へ支払う。 なお、物価の変動等に基づき、請負代金額が不適当となったと認めるときには、特定事業契約に基づき請負代金額の変更を行うことがある。	ア 本件工事に係る対価 本組合は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を出来高に応じて設計施工事業者へ支払う。 なお、 <u>賃金または物価の変動等</u> に基づき、請負代金額が不適当となったと認めるときには、特定事業契約に基づき請負代金額の変更を行うことがある。
4	10- 11	第2 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべ	4) 入札参加者は、「 <u>プラント設計施工企業</u> 」のうち、 <u>エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計施工を担当する1者</u> を、当該入札参加者を代表する「代表	4) 入札参加者は、 <u>下記3-(2)-(3)の要件をすべて満たす「プラント設計施工企業」1者</u> を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定める

No.	頁	項目	修正後	修正前
		<p>き参加要件 （１）入札参加者の構成等</p>	<p>企業」として定めるとともに、代表企業が本件事業の入札に係る手続きを行うものとする。</p> <p>５）構成企業のうち、<u>代表企業</u>及び運営企業はＳＰＣに出資を行う構成員とし、これらの企業以外のＳＰＣへの出資については任意とする。</p> <p>１１）設計施工事業者は、代表企業を建設ＪＶの代表者とする３者による特定共同企業体とする。<u>ただし、プラント設計施工企業をエネルギー回収型廃棄物処理施設の設計施工を担当する企業とマテリアルリサイクル推進施設の設計施工を担当する企業で分担する場合のみ４者による特定共同企業体を可とする。</u>また、建設ＪＶの方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかを選択は入札参加者の自由とする。</p> <p>なお、共同施工型の場合、代表企業の出資割合は共同企業体の構成員中最大であること。また、各構成員の出資割合は<u>３者による建設ＪＶの場合は１者につき２０％以上とする。</u></p>	<p>とともに、代表企業が本件事業の入札に係る手続きを行うものとする。</p> <p>５）構成企業のうち、<u>プラント設計施工企業</u>及び運営企業はＳＰＣに出資を行う構成員とし、これらの企業以外のＳＰＣへの出資については任意とする。</p> <p>１１）設計施工事業者は、代表企業を建設ＪＶの代表者とする３者による特定共同企業体とする。</p> <p>また、建設ＪＶの方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかを選択は入札参加者の自由とする。</p> <p>なお、共同施工型の場合、代表企業の出資割合は共同企業体の構成員中最大であること。また、各構成員の出資割合は１者につき２０％以上とする。</p>
5	11	<p>第２ 事業者の募集及び選定に関する事項 ３入札参加者の備えるべき参加要件</p>	<p>１）建築物等設計企業の要件 建築物等設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築物等設計企業は３）に示すプラント設計施工企業（<u>代表企業</u>）又は２）に示す建築物等施工企業</p>	<p>１）建築物等設計企業の要件 建築物等設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築物等設計企業は３）に示すプラント設計施工企業又は２）に示す建築物等施工企業１が兼務する</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
		(2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	1が兼務すること。	こと。
6	11	第2 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加要件 (2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	2) 建築物等施工企業の要件 建築物等施工企業は、 <u>2者</u> により構成するものとし(以下「建築物等施工企業1」、「建築物等施工企業2」という。)、建築物等施工企業1はエ、オ以外の要件を満たすこととする。 <u>また、建築物等施工企業1は建築物等設計企業を兼務する場合に限り、2者による特定共同企業体とすることを可とする。なお、建築物等施工企業1を特定共同企業体とする場合は、当該特定共同企業体の代表者となる企業は以下のエ、オ以外の要件を満たすこととし、当該特定共同企業体を構成する全ての企業は3-(2)-1)ア、イ、ウを満たすこと。建築物等施工企業2は以下のイ、ウ以外の要件を満たすこと。</u>	2) 建築物等施工企業の要件 建築物等施工企業は、 <u>2社</u> により構成するものとし(以下「建築物等施工企業1」、「建築物等施工企業2」という。)、建築物等施工企業1はエ、オ以外の要件を満たすこととし、 建築物等施工企業2はイ、ウ以外の要件を満たすこと。
7	12	第2 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加要件 (2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	3) プラント設計施工企業の要件 <u>プラント設計施工企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、プラント設計施工企業をエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計施工を担当する企業とマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計施工を担当する企業で分担する場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計施工を担当す</u>	3) プラント設計施工企業の要件

No.	頁	項目	修正後	修正前
			<p><u>る企業はア、イ、ウ、エ-ア)イ)ウ)エ)オ)、オを満たすこととし、マテリアルリサイクル推進施設の設計施工を担当する企業はア、イ、ウ、エ-ウ)エ)カ)、オを満たすこと。</u></p> <p>ア 入札参加者名簿に登載されていること。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>エ 入札参加表明書の提出期限日において、以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設を地方公共団体(一部事務組合を含む)から元請人(単独又はJV)で受注した実績(竣工したものに限る)を有すること。なお、実績要件において、以下のア)イ)ウ)エ)オ)を満たす施設の竣工実績と、ウ)エ)カ)を満たす施設の竣工実績については、異なる事業で各々の実績を有する場合も可とする。</p> <p>ア) ボイラー・タービン式発電設備を有する施設</p> <p>イ) 施設規模が1炉あたり48t/日以上かつ2炉構成以上である施設</p> <p>ウ) 平成14年12月1日以降に竣工した施設</p> <p>エ) DBO事業、DB+O事業(ただし、同一の施設に限</p>	<p>ア 入札参加者名簿に登載されていること。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>エ 入札参加表明書の提出期限日において、以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設を地方公共団体(一部事務組合を含む)から元請人(単独又はJV)で受注した実績(竣工したものに限る)を<u>複数</u>有すること。なお、実績要件において、以下のア)イ)ウ)エ)オ)を満たす施設の竣工実績と、ウ)エ)カ)を満たす施設の竣工実績については、異なる事業で各々の実績を<u>複数</u>有する場合も可とする。</p> <p>ア) ボイラー・タービン式発電設備を有する施設</p> <p>イ) 施設規模が1炉あたり48t/日以上かつ2炉構成以上である施設</p> <p>ウ) 平成14年12月1日以降に竣工した施設</p> <p>エ) DBO事業による施設</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
			<p>る)による施設</p> <p>オ) 連続運転式ストーカ焼却炉(廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ. 3に示す「ストーカ式燃焼装置」に限る)。</p> <p>カ) 高速回転破碎機を有するリサイクル施設(廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅥに示す「ごみ破碎選別施設」であること。)</p> <p>オ 入札参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p>	<p>オ) 連続運転式ストーカ焼却炉(廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ. 3に示す「ストーカ式燃焼装置」に限る)。</p> <p>カ) 高速回転破碎機を有するリサイクル施設(廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅥに示す「ごみ破碎選別施設」であること。)</p> <p>オ 入札参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p>
8	12-13	<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 入札参加者の備えるべき参加要件</p> <p>(2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件</p>	<p>4) 運営企業の要件</p> <p>運営企業のうち、少なくとも1社は次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 入札参加者名簿に登載されていること。</p> <p>イ 一般廃棄物処理施設の運転管理に直接起因した事案について廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。</p> <p>ウ 入札参加表明書の提出期限日において、3)エに示す要件をすべて満たす(実績において、ア)イ)ウ)エ)オ)を満たす施設の竣工実績と、ウ)エ)カ)を満たす施設の竣工実績については、異なる事業で各々の実績を有する場合も可とする)。一般廃棄物処理施設で地方公共団体(一部事務組合を含む)運営管理業務を</p>	<p>4) 運営管理企業の要件</p> <p>運営管理企業のうち、少なくとも1社は次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 入札参加者名簿に登載されていること。</p> <p>イ 一般廃棄物処理施設の運転管理に直接起因した事案について廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。</p> <p>ウ 入札参加表明書の提出期限日において、3)エに示す要件をすべて満たす(実績において、<u>以下のア</u>)イ)ウ)エ)オ)を満たす施設の竣工実績と、ウ)エ)カ)を満たす施設の竣工実績については、異なる事業で各々の実績を有する場合も可とする。)。一般廃棄物処理施設で地方公共団体(一部事務組合を含む)運営管</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
			<p>受注（又は受託）し、かつ、1年以上にわたり業務を履行した実績を有すること。</p> <p>エ ウの運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的な点検・保守、簡易な補修業務でも可とする。）を含む業務であること。</p> <p>オ エの運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。</p> <p>ア) 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。</p> <p>イ) DBO方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。</p> <p>ウ) PFI方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立されたSPCから受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。</p>	<p>理業務を受注（又は受託）し、かつ、1年以上にわたり業務を履行した実績を複数有すること。</p> <p>エ ウの運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的な点検・保守、簡易な補修業務でも可とする。）を含む業務であること。</p> <p>オ エの運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。</p> <p>エ) 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。</p> <p>オ) DBO方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。</p> <p>カ) PFI方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立されたSPCから受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
			<p>カ 3か月以上継続して所属していることが確認でき、廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした96t/日（1炉あたり48t/日かつ2炉）以上の処理能力を有する焼却施設（ただし、発電設備を有するもの）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）<u>またはそれに準じる経験を有する者（副責任者等）</u>として1年以上務めた経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本件施設の運営開始後1年間以上専任で配置できること。</p>	<p>カ 3か月以上継続して所属していることが確認でき、廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした96t/日（1炉あたり48t/日かつ2炉）以上の処理能力を有する焼却施設（ただし、発電設備を有するもの）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）として1年以上務めた経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本件施設の運営開始後1年間以上専任で配置できること。</p>
9	16	<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>3 入札参加者の備えるべき参加要件</p> <p>(7) 建設工事請負契約の締結に関する要件</p>	<p>本組合は、事業者のうち本件工事を行う設計施工事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記3－(2)－1)、3－(2)－2)及び3－(2)－3)の要件を満たす構成企業が結成した建設JVと建設工事請負契約を締結する。</p>	<p>本組合は、事業者のうち本件工事を行う設計施工事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記3－(2)－1)、3－(2)－2)及び3－(2)－3)の要件を満たす構成企業が結成した建設JVと建設工事請負契約を締結する。<u>なお、設計施工事業者が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合は、当該企業と建設工事請負契約を締結する。</u></p>
10	16	<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4 審査及び選定に関する事項</p>	<p>本組合は、<u>(仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設整備及び運営事業総合評価一般競争入札実施要領</u>に基づき、次のとおり審査を行う。</p>	<p>本組合は、<u>東金市外三市町清掃組合建設工事総合評価一般競争入札実施要領</u>に基づき、次のとおり審査を行う。</p>
11	16	<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p>	<p>本組合は、入札参加者の審査を実施するに当たって東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設事業者選</p>	<p>本組合は、入札参加者の審査を実施するに当たって東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設事業者選</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
		4 審査及び選定に関する事項 (1) 審査の機関	定検討委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、学識経験者、本組合構成市町職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を本組合に報告する。	定検討委員会 <u>選定委員会</u> （以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、学識経験者、本組合構成市町職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を本組合に報告する。

以上